

岩手県地域防災計画（本編）
新旧対照表（案）

目 次

第1章 総則

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
----------------------	---

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	3
第2節 地域防災活動活性化計画	4
第3節 防災訓練計画	5
第4節 気象業務整備計画	6
第5節 避難対策計画	8
第5節の2 災害医療体制整備計画	11
第6節 要配慮者の安全確保計画	12
第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画	13
第11節 ライフライン施設等安全確保計画	14
第13節 風水害予防計画	15
第16節 土砂災害予防計画	16
第18節 林野火災予防計画	18
第19節 農業災害予防計画	19
第20節 海上災害予防計画	20

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	21
第1節の2 広域防災拠点活動計画	23
第2節 気象予報・警報等の伝達計画	24
第3節 通信情報計画	30
第4節 情報の収集・伝達計画	31
第5節 広報広聴計画	33
第6節 交通確保・輸送計画	35
第7節 公安警備計画	36
第8節 消防活動計画	37
第10節 県、市町村等応援協力計画	39
第12節 防災ボランティア活動計画	40
第15節 避難・救出計画	41
第16節 医療・保健計画	45
第25節 文教対策計画	52
第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	53
第30節 海上災害応急対策計画	54
第31節 林野火災応急対策計画	55

頁	現 計 画	修 正 案								
1-1-3	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>1 県 [略]</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p><u>防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</u></p> <p>1 県 [略]</p>								
1-1-5	<p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) 気象、地象 <u>及び</u> 水象の観測 <u>並びにこれらの</u> 成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象 <u>及び</u> 水象の観測 <u>並びにこれらの</u> 成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]	<p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) 気象、地象、<u>水象の観測及びその</u> 成果の収集、<u>発表に</u> 関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、<u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に</u> 関すること。 (3)～(5) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>水象の観測及びその</u> 成果の収集、 <u>発表に</u> 関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に</u> 関すること。 (3)～(5) [略]
機関名	業務の大綱									
仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象 <u>及び</u> 水象の観測 <u>並びにこれらの</u> 成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]									
機関名	業務の大綱									
仙台管区 気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>水象の観測及びその</u> 成果の収集、 <u>発表に</u> 関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に</u> 関すること。 (3)～(5) [略]									
1-1-6	<p>4 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td>(1)～(3) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	日本放送協会盛岡放送局	(1)～(3) [略]	<p>4 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td>(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	日本放送協会盛岡放送局	(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。
機関名	業務の大綱									
日本放送協会盛岡放送局	(1)～(3) [略]									
機関名	業務の大綱									
日本放送協会盛岡放送局	(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。									
1-1-8	<p>5 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</td> <td>(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。	<p>5 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</td> <td>(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。
機関名	業務の大綱									
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。									
機関名	業務の大綱									
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1)～(3) [略] (4) <u>防災知識の普及啓発に</u> 関すること。									

1-1-9	6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者		6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)岩手日報社</td> <td rowspan="14">(1)～(2) [略]</td> </tr> <tr> <td>(株)朝日新聞社盛岡総局</td> </tr> <tr> <td>(株)毎日新聞社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(株)読売新聞社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(株)河北新報社盛岡総局</td> </tr> <tr> <td>(株)産業経済新聞社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(株)日本経済新聞社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日日新聞社</td> </tr> <tr> <td>(株)デーリー東北新聞社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(一社)共同通信社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(株)時事通信社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(有)盛岡タイムス社</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	(株)岩手日報社	(1)～(2) [略]	(株)朝日新聞社盛岡総局	(株)毎日新聞社盛岡支局	(株)読売新聞社盛岡支局	(株)河北新報社盛岡総局	(株)産業経済新聞社盛岡支局	(株)日本経済新聞社盛岡支局	(株)岩手日日新聞社	(株)デーリー東北新聞社盛岡支局	(一社)共同通信社盛岡支局	(株)時事通信社盛岡支局	(有)盛岡タイムス社	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)岩手日報社</td> <td rowspan="14">(1)～(2) [略] <u>(3) 防災知識の普及啓発に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>(株)朝日新聞社盛岡総局</td> </tr> <tr> <td>(株)毎日新聞社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(株)読売新聞社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(株)河北新報社盛岡総局</td> </tr> <tr> <td>(株)産業経済新聞社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(株)日本経済新聞社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日日新聞社</td> </tr> <tr> <td>(株)デーリー東北新聞社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(一社)共同通信社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(株)時事通信社盛岡支局</td> </tr> <tr> <td>(有)盛岡タイムス社</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	(株)岩手日報社	(1)～(2) [略] <u>(3) 防災知識の普及啓発に関すること。</u>	(株)朝日新聞社盛岡総局	(株)毎日新聞社盛岡支局	(株)読売新聞社盛岡支局	(株)河北新報社盛岡総局	(株)産業経済新聞社盛岡支局	(株)日本経済新聞社盛岡支局	(株)岩手日日新聞社	(株)デーリー東北新聞社盛岡支局	(一社)共同通信社盛岡支局	(株)時事通信社盛岡支局
機関名	業務の大綱																														
(株)岩手日報社	(1)～(2) [略]																														
(株)朝日新聞社盛岡総局																															
(株)毎日新聞社盛岡支局																															
(株)読売新聞社盛岡支局																															
(株)河北新報社盛岡総局																															
(株)産業経済新聞社盛岡支局																															
(株)日本経済新聞社盛岡支局																															
(株)岩手日日新聞社																															
(株)デーリー東北新聞社盛岡支局																															
(一社)共同通信社盛岡支局																															
(株)時事通信社盛岡支局																															
(有)盛岡タイムス社																															
機関名		業務の大綱																													
(株)岩手日報社		(1)～(2) [略] <u>(3) 防災知識の普及啓発に関すること。</u>																													
(株)朝日新聞社盛岡総局																															
(株)毎日新聞社盛岡支局																															
(株)読売新聞社盛岡支局																															
(株)河北新報社盛岡総局																															
(株)産業経済新聞社盛岡支局																															
(株)日本経済新聞社盛岡支局																															
(株)岩手日日新聞社																															
(株)デーリー東北新聞社盛岡支局																															
(一社)共同通信社盛岡支局																															
(株)時事通信社盛岡支局																															
(有)盛岡タイムス社																															
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 報道機関の業務の大綱に、防災知識の普及啓発に関することを追加することに伴う修正																														

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-2	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 気象警報、<u>避難指示等</u>の意味及び内容</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① 避難場所、避難道路等を確認する。</p> <p>②～⑥ [略]</p> <p>エ～ケ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 気象警報、<u>避難勧告等</u>の意味及び内容</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① <u>地域の危険箇所や避難場所、避難道路等</u>を確認する。</p> <p>②～⑥ [略]</p> <p>⑦ <u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u>を行う。</p> <p>エ～ケ [略]</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正</p> <p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-4	<p style="text-align: center;">第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自主防災組織の活動</p> <p>○ 市町村は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。</p> <p>ア 平常時の活動</p> <p>①～⑤ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自主防災組織の活動</p> <p>○ 市町村は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。</p> <p>ア 平常時の活動</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p><u>⑥ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築</u></p>
修正理由	<p>○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-7	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 県及び市町村は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 要配慮者を対象とした訓練の実施 医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を実施する。</p> <p>カ～ケ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 県及び市町村は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 要配慮者を対象とした訓練の実施 医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を、<u>地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。</u></p> <p>カ～ケ [略]</p>
修正理由	<p>○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																				
1-2-8	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>(3) 地域気象観測システム（アメダス）</p> <table border="1" data-bbox="284 439 839 757"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域気象観測所</td> <td>36</td> <td>(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署²、特別地域気象観測所²、航空気象観測所¹、臨時地域気象観測所²を含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 地震・津波観測施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="284 1025 839 1438"> <thead> <tr> <th>施設名等</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>G P S 連続観測システム</td> <td>[略] [略] [略] 験潮場 G P S 観測局 1</td> <td>[略] [略] [略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	備考	地域気象観測所	36	(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署 ² 、特別地域気象観測所 ² 、航空気象観測所 ¹ 、臨時地域気象観測所 ² を含む。	施設名等	箇所数	設置機関	[略]			[略]			G P S 連続観測システム	[略] [略] [略] 験潮場 G P S 観測局 1	[略] [略] [略]	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>(3) 地域気象観測システム（アメダス）</p> <table border="1" data-bbox="890 439 1445 757"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域気象観測所</td> <td>36</td> <td>(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署¹、特別地域気象観測所²、航空気象観測所¹、臨時地域気象観測所²を含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 地震・津波観測施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="890 1025 1445 1438"> <thead> <tr> <th>施設名等</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>G N S S 連続観測システム</td> <td>[略] [略] [略] 験潮場 G N S S 観測局 1</td> <td>[略] [略] [略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	備考	地域気象観測所	36	(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署 ¹ 、特別地域気象観測所 ² 、航空気象観測所 ¹ 、臨時地域気象観測所 ² を含む。	施設名等	箇所数	設置機関	[略]			[略]			G N S S 連続観測システム	[略] [略] [略] 験潮場 G N S S 観測局 1	[略] [略] [略]
施設名	箇所数	備考																																				
地域気象観測所	36	(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署 ² 、特別地域気象観測所 ² 、航空気象観測所 ¹ 、臨時地域気象観測所 ² を含む。																																				
施設名等	箇所数	設置機関																																				
[略]																																						
[略]																																						
G P S 連続観測システム	[略] [略] [略] 験潮場 G P S 観測局 1	[略] [略] [略]																																				
施設名	箇所数	備考																																				
地域気象観測所	36	(1) [略] (2) 箇所数には、気象官署 ¹ 、特別地域気象観測所 ² 、航空気象観測所 ¹ 、臨時地域気象観測所 ² を含む。																																				
施設名等	箇所数	設置機関																																				
[略]																																						
[略]																																						
G N S S 連続観測システム	[略] [略] [略] 験潮場 G N S S 観測局 1	[略] [略] [略]																																				
1-2-9	<p>(5) 火山観測 業務の整備</p> <p>○ 仙台管区气象台及び盛岡地方气象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に火山機動観測（調査観測）を実施する。</p> <p>○ 気象庁は、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、その実態を緊急に把握するため、火山機動観測（緊急観測）を実施する。</p>	<p>(5) 火山観測 施設</p> <table border="1" data-bbox="866 1529 1445 2110"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山火山観測点</td> <td>8</td> <td>馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（G N S S）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）</td> </tr> <tr> <td>秋田駒ヶ岳火山観測点</td> <td>4</td> <td>八合目駐車場（地震計、空振計、傾斜計）、田沢湖高原温泉東（地震計）、姿見ノ池西（地震計、傾斜</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	岩手山火山観測点	8	馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（G N S S）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）	秋田駒ヶ岳火山観測点	4	八合目駐車場（地震計、空振計、傾斜計）、田沢湖高原温泉東（地震計）、姿見ノ池西（地震計、傾斜																											
施設名	箇所数	設置場所																																				
岩手山火山観測点	8	馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（G N S S）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）																																				
秋田駒ヶ岳火山観測点	4	八合目駐車場（地震計、空振計、傾斜計）、田沢湖高原温泉東（地震計）、姿見ノ池西（地震計、傾斜																																				

				計)、田沢湖高原温泉 (GNSS) (いずれも秋田県側)
		栗駒山 火山観 測点	5	耕英 (地震計、空振計、傾斜計)、地獄釜北 (地震計)、須川 (傾斜計)、大柳 (監視カメラ)、展望岩頭 (監視カメラ) (耕英及び大柳は宮城県側)
修正理由	○ 所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-13	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>ア <u>避難準備情報</u>（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して <u>早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの</u>）、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示</u>の基準及び伝達方法</p> <p>イ～ケ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるもの）、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）の発令基準</u>、<u>発令区域・タイミング</u>及び伝達方法</p> <p>イ～ケ [略]</p>
1-2-14	<p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」を参考に <u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>及び <u>避難指示</u>（以下「<u>避難勧告等</u>」という。）の具体的な発令基準を策定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、<u>避難勧告等</u>を適切に発令することができるよう、具体的な避難勧告等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>○ <u>避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」を参考に <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>及び <u>避難指示（緊急）</u>（以下「<u>避難勧告等</u>」という。）の具体的な発令基準を策定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、<u>避難勧告等</u>を適切に発令することができるよう、具体的な避難勧告等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>
1-2-15	<p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、住民等の参加も考慮する。</p> <p>○ [略]</p>	<p>○ 市町村は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、<u>河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。</u></p> <p>○ [略]</p>

1-2-15	<p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市町村長に報告する。 	<p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を <u>関係機関の協力を得て</u> 作成し、これを市町村長に報告する。
1-2-16	<p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p>	<p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p>
1-2-17	<p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] <p>3 避難場所等の環境整備</p> <p>ア～ケ [略]</p> <p>第4 避難所の運営体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等を作成するとともに、その内容について住民への普及啓発に努める。 ○ [略] 	<p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ <u>市町村は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u> <p>3 避難場所等の環境整備</p> <p>ア～ケ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</u> <p>第4 避難所の運営体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、<u>訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</u> ○ [略]

1-2-18	<p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="260 168 395 302">避難場所等に関する事項</td> <td data-bbox="395 168 842 302">ア～イ [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 302 395 526">避難行動に関する事項</td> <td data-bbox="395 302 842 526"> ア 平常時における避難の心得 イ 避難勧告等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 526 395 616">災害に関する事項</td> <td data-bbox="395 526 842 616">[略]</td> </tr> </table>	避難場所等に関する事項	ア～イ [略]	避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難勧告等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得	災害に関する事項	[略]	<p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 168 1005 302">避難場所等に関する事項</td> <td data-bbox="1005 168 1457 302"> ア～イ [略] ウ <u>災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 302 1005 526">避難行動に関する事項</td> <td data-bbox="1005 302 1457 526"> ア 平常時における避難の心得 イ <u>避難勧告等の用語の意味</u> ウ 避難勧告等の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 526 1005 616">災害に関する事項</td> <td data-bbox="1005 526 1457 616">[略]</td> </tr> </table>	避難場所等に関する事項	ア～イ [略] ウ <u>災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方</u>	避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ <u>避難勧告等の用語の意味</u> ウ 避難勧告等の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得	災害に関する事項	[略]
避難場所等に関する事項	ア～イ [略]													
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難勧告等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得													
災害に関する事項	[略]													
避難場所等に関する事項	ア～イ [略] ウ <u>災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方</u>													
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ <u>避難勧告等の用語の意味</u> ウ 避難勧告等の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得													
災害に関する事項	[略]													
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正</p>													

頁	現 計 画	修 正 案																		
1-2-20	<p style="text-align: center;">第5節の2 災害医療体制整備計画</p> <p>第2 災害拠点病院</p> <p>1 災害拠点病院の指定</p> <p>(2) 必要な施設・設備等の整備基準</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="284 439 839 757"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療</td> <td>[略]</td> <td>ア [略] イ 広域災害・救急医療情報システムへ入力できる体制 ウ～オ [略]</td> </tr> <tr> <td>輸送</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		施設	設備	医療	[略]	ア [略] イ 広域災害・救急医療情報システムへ入力できる体制 ウ～オ [略]	輸送	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第5節の2 災害医療体制整備計画</p> <p>第2 災害拠点病院</p> <p>1 災害拠点病院の指定</p> <p>(2) 必要な施設・設備等の整備基準</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="892 439 1447 757"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療</td> <td>[略]</td> <td>ア [略] イ 広域災害救急医療情報システム <u>(EMIS)</u>へ入力できる体制 ウ～オ [略]</td> </tr> <tr> <td>輸送</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		施設	設備	医療	[略]	ア [略] イ 広域災害救急医療情報システム <u>(EMIS)</u> へ入力できる体制 ウ～オ [略]	輸送	[略]	[略]
	施設	設備																		
医療	[略]	ア [略] イ 広域災害・救急医療情報システムへ入力できる体制 ウ～オ [略]																		
輸送	[略]	[略]																		
	施設	設備																		
医療	[略]	ア [略] イ 広域災害救急医療情報システム <u>(EMIS)</u> へ入力できる体制 ウ～オ [略]																		
輸送	[略]	[略]																		
修正理由	○ 所要の修正																			

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-23	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>○ 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した <u>避難準備（避難行動要支援者避難）情報</u> を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>○ 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</u></p> <p>3～5 [略]</p>
1-2-24	<p>6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について</p> <p>○ 県及び市町村は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。</p>	<p>6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について</p> <p>○ 県及び市町村は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら <u>避難計画に基づき</u> 防災訓練等の実施に努める。</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</p> <p>○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-26	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第2 県及び市町村の役割</p> <p>1 県の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>2 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。 ○ [略] 	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第2 県及び市町村の役割</p> <p>1 県の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ <u>市町村における要配慮者に配慮した物資の備蓄等について、必要に応じて助言を行う。</u> ○ [略] ○ [略] <p>2 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、高齢者、障がい者、難病患者、<u>食物アレルギーを有する者</u>、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。 ○ [略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者等に配慮した食料備蓄についての修正 	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-2-38	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第2 電力施設</p> <p>1 施設の整備</p> <p>(3) 雪害対策</p> <table border="1" data-bbox="284 394 839 757"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>送電設備</td> <td> <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(4) 雷害対策</p> <table border="1" data-bbox="284 801 839 1164"> <tr> <td>送電設備</td> <td> <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	送電設備	<input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。	[略]	[略]	送電設備	<input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第2 電力施設</p> <p>1 施設の整備</p> <p>(3) 雪害対策</p> <table border="1" data-bbox="892 394 1447 757"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>送電設備</td> <td> <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、<u>電力</u>気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(4) 雷害対策</p> <table border="1" data-bbox="892 801 1447 1164"> <tr> <td>送電設備</td> <td> <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> <u>電力</u>気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	送電設備	<input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、 <u>電力</u> 気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。	[略]	[略]	送電設備	<input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> <u>電力</u> 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]																									
送電設備	<input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。																									
[略]	[略]																									
送電設備	<input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。																									
[略]	[略]																									
[略]	[略]																									
[略]	[略]																									
送電設備	<input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、 <u>電力</u> 気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。																									
[略]	[略]																									
送電設備	<input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> [略] <input type="radio"/> <u>電力</u> 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。																									
[略]	[略]																									
[略]	[略]																									
修正理由	<input type="radio"/> 所要の修正																									

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-46	<p align="center">第13節 風水害予防計画</p> <p>第2 河川改修事業</p> <p>○ 河川数は、一級河川、二級河川を合わせて <u>312</u>河川、指定延長は3,120キロメートルに及んでおり、土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。</p>	<p align="center">第13節 風水害予防計画</p> <p>第2 河川改修事業</p> <p>○ 河川数は、一級河川、二級河川を合わせて <u>314</u>河川、指定延長は3,120キロメートルに及んでおり、土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。</p>
1-2-48	<p>第10 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ 国土交通省及び県は、洪水予報河川又は <u>水位情報周知河川</u> が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。</p> <p>○ [略]</p> <p>第11 風害予防の普及啓発</p> <p>○ 県、市町村その他の防災関係機関は、<u>頻発する竜巻災害</u>等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。</p>	<p>第10 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ <u>県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、水位周知河川への指定を推進する。</u></p> <p>○ 国土交通省及び県は、<u>想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川</u>が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。</p> <p>○ [略]</p> <p>第11 風害予防の普及啓発</p> <p>○ 県、市町村その他の防災関係機関は、<u>暴風や竜巻等突風による災害等</u>を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。</p>
修正理由	<p>○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が5km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p><u>ただし、地震等により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と盛岡地方気象台は、基準の見直しについて協議するものとする。</u></p> <p>(2) 解除基準</p> <p><u>解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。</u>ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、<u>県と盛岡地方気象台が協議のうえで解除できるものとする。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨警報又は大雨特別警報が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報又は大雨特別警報が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が5km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p><u>また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</u></p> <p>(2) 解除基準</p> <p>監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき <u>に解除</u>する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、解除できるものとする。</p> <p>4 [略]</p>
1-2-57	<p>5 情報の伝達体制</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に <u>伝達</u> することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>6 避難勧告等のための情報提供</p> <p>○ [略]</p>	<p>5 情報の伝達体制</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 気象台は、気象業務法第15条により大雨警報（<u>土砂災害</u>）を県に <u>通知</u> することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（<u>土砂災害</u>）を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>6 避難勧告等のための情報提供</p> <p>○ [略]</p>

1-2-58	<p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況及び行動の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備 検討要</td> <td>黄</td> <td>3 時間以内に土砂災害発生 の基準値を超えるおそれがある場合。 (<u>避難準備</u> の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>避難指示 検討要</td> <td>赤</td> <td>既に土砂災害発生 の基準値を超えている場合。 (<u>避難指示</u> の検討が必要な状況)</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状況及び行動の目安	避難準備 検討要	黄	3 時間以内に土砂災害発生 の基準値を超えるおそれがある場合。 (<u>避難準備</u> の検討が必要な状況)	[略]			避難指示 検討要	赤	既に土砂災害発生 の基準値を超えている場合。 (<u>避難指示</u> の検討が必要な状況)	<p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況及び行動の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 検討要</td> <td>黄</td> <td>3 時間以内に土砂災害発生 の基準値を超えるおそれがある場合。 (<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>避難指示 (緊急)</u> 検討要</td> <td>赤</td> <td>既に土砂災害発生 の基準値を超えている場合。 (<u>避難指示 (緊急)</u> の検討が必要な状況)</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状況及び行動の目安	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 検討要	黄	3 時間以内に土砂災害発生 の基準値を超えるおそれがある場合。 (<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の検討が必要な状況)	[略]			<u>避難指示 (緊急)</u> 検討要	赤	既に土砂災害発生 の基準値を超えている場合。 (<u>避難指示 (緊急)</u> の検討が必要な状況)
	危険度	表示	状況及び行動の目安																							
避難準備 検討要	黄	3 時間以内に土砂災害発生 の基準値を超えるおそれがある場合。 (<u>避難準備</u> の検討が必要な状況)																								
[略]																										
避難指示 検討要	赤	既に土砂災害発生 の基準値を超えている場合。 (<u>避難指示</u> の検討が必要な状況)																								
危険度	表示	状況及び行動の目安																								
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 検討要	黄	3 時間以内に土砂災害発生 の基準値を超えるおそれがある場合。 (<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の検討が必要な状況)																								
[略]																										
<u>避難指示 (緊急)</u> 検討要	赤	既に土砂災害発生 の基準値を超えている場合。 (<u>避難指示 (緊急)</u> の検討が必要な状況)																								
<p>第8 土砂災害緊急情報の発表</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 土砂災害緊急情報</p> <p>○ 県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難勧告、<u>避難指示</u> 等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。</p> <p>4 情報の伝達体制</p> <p>○ [略]</p> <p>(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)</p> <p>(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)</p>	<p>第8 土砂災害緊急情報の発表</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 土砂災害緊急情報</p> <p>○ 県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難勧告、<u>避難指示 (緊急)</u> 等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。</p> <p>4 情報の伝達体制</p> <p>○ [略]</p> <p>(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)</p> <p>(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)</p>																									
修正理由	<p>○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																									

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-2-65	<p style="text-align: center;">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="284 394 839 987"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡地方 気象台</td> <td>ア 強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林管理 署等</td> <td>ア 強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 イ～エ [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関	実施事項	盛岡地方 気象台	ア 強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底	[略]		[略]		[略]		森林管理 署等	ア 強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 イ～エ [略]	<p style="text-align: center;">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="892 394 1447 987"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡地方 気象台</td> <td>ア 強風 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林管理 署等</td> <td>ア 強風 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 イ～エ [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関	実施事項	盛岡地方 気象台	ア 強風 暴風警報 ・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底	[略]		[略]		[略]		森林管理 署等	ア 強風 暴風警報 ・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 イ～エ [略]
機関	実施事項																									
盛岡地方 気象台	ア 強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底																									
[略]																										
[略]																										
[略]																										
森林管理 署等	ア 強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 イ～エ [略]																									
機関	実施事項																									
盛岡地方 気象台	ア 強風 暴風警報 ・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底																									
[略]																										
[略]																										
[略]																										
森林管理 署等	ア 強風 暴風警報 ・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 イ～エ [略]																									
修正理由	○ 所要の修正																									

頁	現 計 画	修 正 案																
1-2-66	<p style="text-align: center;">第19節 農業災害予防計画</p> <p>第2 予防対策</p> <p>○ 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="284 439 839 667"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">凍霜害防止対策</td> <td>ア 注意報の早期伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ [略]</td> </tr> </table>	[略]		凍霜害防止対策	ア 注意報の早期伝達		イ [略]		ウ [略]	<p style="text-align: center;">第19節 農業災害予防計画</p> <p>第2 予防対策</p> <p>○ 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="893 439 1449 667"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">凍霜害防止対策</td> <td>ア <u>低温注意報、霜注意報等</u>の早期伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ [略]</td> </tr> </table>	[略]		凍霜害防止対策	ア <u>低温注意報、霜注意報等</u> の早期伝達		イ [略]		ウ [略]
[略]																		
凍霜害防止対策	ア 注意報の早期伝達																	
	イ [略]																	
	ウ [略]																	
[略]																		
凍霜害防止対策	ア <u>低温注意報、霜注意報等</u> の早期伝達																	
	イ [略]																	
	ウ [略]																	
修正理由	○ 所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-68	<p style="text-align: center;">第20節 海上災害予防計画</p> <p>第3 防除体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 第二管区海上保安本部及び関係機関は、船舶又は油槽所の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、<u>岩手県沿岸流出油等災害対策協議会</u>等を通じて、相互連携を図りながら、防除体制の整備強化を図る。 	<p style="text-align: center;">第20節 海上災害予防計画</p> <p>第3 防除体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 第二管区海上保安本部及び関係機関は、船舶又は油槽所の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、<u>岩手県沿岸排出油等防除協議会</u>等を通じて、相互連携を図りながら、防除体制の整備強化を図る。
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																				
1-3-1	<p align="center">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。</p> <p>[略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td rowspan="3">河川課</td> <td rowspan="3">[略]</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 <u>降水</u>情報の収集</td> </tr> <tr> <td>3~7 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部</p>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]				県土整備部	河川課	[略]	1 [略]	2 <u>降水</u> 情報の収集	3~7 [略]	[略]				<p align="center">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員の動員計画においては、<u>職員の安全の確保に十分に配慮しつつ</u>、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。</p> <p>[略]</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td rowspan="3">河川課</td> <td rowspan="3">[略]</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 <u>雨量</u>情報の収集</td> </tr> <tr> <td>3~7 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部</p>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]				県土整備部	河川課	[略]	1 [略]	2 <u>雨量</u> 情報の収集	3~7 [略]	[略]			
部	課等	出先機関	担当内容																																			
[略]																																						
県土整備部	河川課	[略]	1 [略]																																			
			2 <u>降水</u> 情報の収集																																			
			3~7 [略]																																			
[略]																																						
部	課等	出先機関	担当内容																																			
[略]																																						
県土整備部	河川課	[略]	1 [略]																																			
			2 <u>雨量</u> 情報の収集																																			
			3~7 [略]																																			
[略]																																						
1-3-13	<p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害発生前</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3 公安警備対策 避難勧告、<u>指示</u>及び避難誘導の準備</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動項目	災害発生前	[略]	3 公安警備対策 避難勧告、 <u>指示</u> 及び避難誘導の準備	[略]	<p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害発生前</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>3 公安警備対策 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>及び避難誘導の準備</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動項目	災害発生前	[略]	3 公安警備対策 避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> 及び避難誘導の準備	[略]																								
区分	活動項目																																					
災害発生前	[略]																																					
	3 公安警備対策 避難勧告、 <u>指示</u> 及び避難誘導の準備																																					
	[略]																																					
区分	活動項目																																					
災害発生前	[略]																																					
	3 公安警備対策 避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> 及び避難誘導の準備																																					
	[略]																																					
1-3-14	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害発生後</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 公安警備対策</td> <td>(1) 避難勧告、<u>指示</u>及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施</td> </tr> <tr> <td>5 避難対策</td> <td>(1) <u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>の放送要請</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生後	[略]		4 公安警備対策	(1) 避難勧告、 <u>指示</u> 及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施	5 避難対策	(1) <u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u> の放送要請	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害発生後</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 公安警備対策</td> <td>(1) 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施</td> </tr> <tr> <td>5 避難対策</td> <td>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の放送要請</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生後	[略]		4 公安警備対策	(1) 避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> 及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施	5 避難対策	(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> の放送要請																						
災害発生後	[略]																																					
	4 公安警備対策		(1) 避難勧告、 <u>指示</u> 及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施																																			
	5 避難対策	(1) <u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u> の放送要請																																				
災害発生後	[略]																																					
	4 公安警備対策	(1) 避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> 及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施																																				
	5 避難対策	(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> の放送要請																																				

1-3-18	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 73 331 168"></td> <td data-bbox="331 73 852 168">(2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="244 168 852 215">[略]</td> </tr> </table>		(2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営	[略]		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="852 73 940 168"></td> <td data-bbox="940 73 1463 168">(2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="852 168 1463 215">[略]</td> </tr> </table>		(2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営	[略]	
		(2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営								
[略]										
	(2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営									
[略]										
<p>第4 市町村の活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる。 	<p>第4 市町村の活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる <u>ものとする。特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。</u> ○ <u>市町村は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。</u> 									
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正 ○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正 ○ 所要の修正 									

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-19	<p align="center">第1節の2 広域防災拠点活動計画</p> <p>第2 広域防災拠点の開設等 [略]</p> <p>1 開設基準</p> <table border="1" data-bbox="256 394 839 893"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 394 368 483">災害の種類</th> <th data-bbox="368 394 839 483">開設基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="256 483 839 528">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 528 368 842">火山災害</td> <td data-bbox="368 528 839 842">噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="256 842 839 893">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p>	災害の種類	開設基準	[略]		火山災害	噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合	[略]		<p align="center">第1節の2 広域防災拠点活動計画</p> <p>第2 広域防災拠点の開設等 [略]</p> <p>1 開設基準</p> <table border="1" data-bbox="865 394 1447 893"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 394 976 483">災害の種類</th> <th data-bbox="976 394 1447 483">開設基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="865 483 1447 528">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 528 976 842">火山災害</td> <td data-bbox="976 528 1447 842">噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、<u>県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="865 842 1447 893">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p>	災害の種類	開設基準	[略]		火山災害	噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、 <u>県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>	[略]	
災害の種類	開設基準																	
[略]																		
火山災害	噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合																	
[略]																		
災害の種類	開設基準																	
[略]																		
火山災害	噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、 <u>県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</u>																	
[略]																		
1-3-20	<p>第3 広域防災拠点</p> <p>1 [略]</p> <p>2 後方支援拠点</p> <p>○ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点を、下記(2)イに記載のエリアに配置する。</p>	<p>第3 広域防災拠点</p> <p>1 [略]</p> <p>2 後方支援拠点</p> <p>○ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する <u>公園や道の駅などの</u> 防災拠点を、下記(2)に記載のエリアに配置する。</p>																
修正理由	○ 所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-21	<p align="center">第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～4 [略] 5 県管理河川 <u>避難判断水位情報</u>の発表</td> </tr> </table>	実施機関	活動の内容	[略]		県本部長	1～4 [略] 5 県管理河川 <u>避難判断水位情報</u> の発表	<p align="center">第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～4 [略] 5 県管理河川 <u>氾濫危険水位情報</u>等の発表</td> </tr> </table>	実施機関	活動の内容	[略]		県本部長	1～4 [略] 5 県管理河川 <u>氾濫危険水位情報</u> 等の発表												
実施機関	活動の内容																									
[略]																										
県本部長	1～4 [略] 5 県管理河川 <u>避難判断水位情報</u> の発表																									
実施機関	活動の内容																									
[略]																										
県本部長	1～4 [略] 5 県管理河川 <u>氾濫危険水位情報</u> 等の発表																									
1-3-22	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>河川課</td> <td>土木班</td> <td>北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報等、北上川上流水防警報等の伝達 県管理河川水防警報及び県管理河川 <u>避難判断水位情報</u>の発表</td> </tr> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]				県土整備部	河川課	土木班	北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報等、北上川上流水防警報等の伝達 県管理河川水防警報及び県管理河川 <u>避難判断水位情報</u> の発表	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>河川課</td> <td>土木班</td> <td>1 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報等、北上川上流水防警報等の伝達 2 県管理河川水防警報及び県管理河川 <u>氾濫危険水位情報</u>等の発表</td> </tr> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]				県土整備部	河川課	土木班	1 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報等、北上川上流水防警報等の伝達 2 県管理河川水防警報及び県管理河川 <u>氾濫危険水位情報</u> 等の発表
部	課等	地方支部班	担当内容																							
[略]																										
県土整備部	河川課	土木班	北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報等、北上川上流水防警報等の伝達 県管理河川水防警報及び県管理河川 <u>避難判断水位情報</u> の発表																							
部	課等	地方支部班	担当内容																							
[略]																										
県土整備部	河川課	土木班	1 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報等、北上川上流水防警報等の伝達 2 県管理河川水防警報及び県管理河川 <u>氾濫危険水位情報</u> 等の発表																							
	<p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類 (気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>気象に関する情報</td> <td>気象の予報等について、<u>注意報・警報・特別警報</u>の発表に先立って注意を喚起する場合や <u>注意報・警報・特別警報</u>が発表された場合において、<u>その後の経過や予測</u>、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </table>	種類	内容	気象に関する情報	気象の予報等について、 <u>注意報・警報・特別警報</u> の発表に先立って注意を喚起する場合や <u>注意報・警報・特別警報</u> が発表された場合において、 <u>その後の経過や予測</u> 、防災上の注意を解説する場合等に発表する。		[略]	<p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類 (気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>気象に関する情報</td> <td>気象の予報等について、<u>特別警報・警報・注意報</u>の発表に先立って注意を喚起する場合、<u>特別警報・警報・注意報</u>が発表された後の経過や<u>予想</u>、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</td> </tr> </table>	種類	内容	気象に関する情報	気象の予報等について、 <u>特別警報・警報・注意報</u> の発表に先立って注意を喚起する場合、 <u>特別警報・警報・注意報</u> が発表された後の経過や <u>予想</u> 、防災上の注意を解説する場合等に発表する。														
種類	内容																									
気象に関する情報	気象の予報等について、 <u>注意報・警報・特別警報</u> の発表に先立って注意を喚起する場合や <u>注意報・警報・特別警報</u> が発表された場合において、 <u>その後の経過や予測</u> 、防災上の注意を解説する場合等に発表する。																									
	[略]																									
種類	内容																									
気象に関する情報	気象の予報等について、 <u>特別警報・警報・注意報</u> の発表に先立って注意を喚起する場合、 <u>特別警報・警報・注意報</u> が発表された後の経過や <u>予想</u> 、防災上の注意を解説する場合等に発表する。																									

土砂災害警戒情報	[略]
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として <u>県単位</u> で発表する。

[略]	
土砂災害警戒情報 (備考1)	[略]
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として <u>内陸、沿岸北部、沿岸南部</u> 単位で発表する。

1-3-24

イ 注意報の種類と発表基準

	種類	発表基準
気象注意報	風雪注意報	[略]
	[略]	
	雷注意報 (備考1)	[略]
	[略]	
	着雪注意報	著しい着雪により通信線、送電線、 <u>樹木</u> 等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	着氷注意報	著しい着氷により通信線、送電線、 <u>樹木</u> 等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	[略]	
[略]		
	地面現象注意報 (備考2)	[略]
	浸水注意報 (備考2)	[略]

備考

備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

イ 注意報の種類と発表基準

	種類	発表基準
気象注意報	風雪注意報 (備考1)	[略]
	[略]	
	雷注意報 (備考2)	[略]
	[略]	
	着雪注意報	著しい着雪により通信線、送電線、 <u>船体</u> 等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	着氷注意報	著しい着氷により通信線、送電線、 <u>船体</u> 等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	[略]	
[略]		
	地面現象注意報 (備考3)	[略]
	浸水注意報 (備考3)	[略]

- 1 発達した雷雲の下で発生することの多い突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
- 2 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。
- 3 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ [略]

1-3-26

エ 特別警報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象特別警報	<p>暴風 <u>により</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ [略]</p>
暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風 <u>により</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※</p>
大雨特別警報	<p>大雨 <u>による</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ [略]</p>
大雪特別警報	<p>大雪 <u>により</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ [略]</p>
高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇 <u>により</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ [略]</p>
波浪特別	<p>高い波 <u>により</u> 重大な災害が発</p>

備考 1 強風による災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる災害のおそれについても注意を呼びかける。

2 発達した雷雲の下で発生することの多い突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

4 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ [略]

エ 特別警報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象特別警報	<p>暴風 <u>が特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ [略]</p>
暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風 <u>が特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p>
大雨特別警報	<p>大雨 <u>が特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ [略]</p>
大雪特別警報	<p>大雪 <u>が特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ [略]</p>
高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇 <u>が特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想さ</p>

警報	生ずるおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
地面現象特別警報 (備考1)	[略]

備考1 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

備考2 実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

オ～カ [略]

1-3-30 キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	内容
[略]	
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
[略]	

(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
[略]			
噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	[略]

[略]

(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準

1-3-31

	れ、次の条件に該当する場合 ○ [略]
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
地面現象特別警報 (備考3)	[略]

備考1 暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

2 大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。

3 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

4 実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

オ～カ [略]

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	内容
[略]	
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
[略]	

(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
[略]			
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	[略]

[略]

(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山

1-3-32	[略]			の噴火警報・噴火予報				
	噴火予報	火口内等	平常	[略]	名称	対象範囲	キーワード	発表基準
	ク その他 (消防法に基づくもの)			[略]				
	[略] (水防法に基づくもの)			噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	[略]	
	ク その他 (消防法に基づくもの)			[略]				
	[略] (水防法に基づくもの)			[略]				
	種類	活動の内容			種類	活動の内容		
	[略]				[略]			
	[略]				[略]			
					県管理河川氾濫危険水位情報	河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの		
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位（はん濫 注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの			県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位（氾濫 注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの			
1-3-33	(2) 伝達系統			(2) 伝達系統				
気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。								
種類	発表機関	伝達系統						
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象警報等伝達系統図（資料編3-2-3）のとおり。 土砂災害警戒情報伝達系統図は（資料編3-2-4）のとおり。						
津波警報等	気象庁	[略]						
地震及び津波に関する情報	〃	[略]						
[略]								
気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。								
種類	発表機関	伝達系統						
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象警報等伝達系統図（資料編3-2-3）のとおり。						
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図は（資料編3-2-4）のとおり。						
津波警報等	気象庁	[略]						

	[略]	地震及び津波に関する情報	気象庁及び盛岡地方気象台	[略]																																				
	<table border="1"> <tr> <td>県管理河川水防警報</td> <td>各広域振興局土木部</td> <td>岩手県知事が行う水防警報伝達系統図 (資料編3-2-9)のとおり</td> </tr> <tr> <td>県管理河川避難判断水位情報</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </table>	県管理河川水防警報	各広域振興局土木部	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図 (資料編3-2-9)のとおり	県管理河川避難判断水位情報	〃	〃	<table border="1"> <tr> <td>県管理河川水防警報</td> <td>各広域振興局土木部</td> <td>岩手県知事が行う水防警報伝達系統図 (資料編3-2-9)のとおり</td> </tr> <tr> <td>県管理河川氾濫危険水位情報等</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </table>	県管理河川水防警報	各広域振興局土木部	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図 (資料編3-2-9)のとおり	県管理河川氾濫危険水位情報等	〃	〃																										
県管理河川水防警報	各広域振興局土木部	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図 (資料編3-2-9)のとおり																																						
県管理河川避難判断水位情報	〃	〃																																						
県管理河川水防警報	各広域振興局土木部	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図 (資料編3-2-9)のとおり																																						
県管理河川氾濫危険水位情報等	〃	〃																																						
1-3-34	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 県の措置</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>担当機関</th> <th>通知先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報</td> <td>河川課</td> <td>所管事務の執行上、県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報を必要とする課長</td> </tr> </tbody> </table>	内容	担当機関	通知先	[略]			[略]			[略]			[略]			県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報	河川課	所管事務の執行上、県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報を必要とする課長	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 県の措置</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>担当機関</th> <th>通知先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>県管理河川水防警報、県管理河川氾濫危険水位情報等</td> <td>河川課</td> <td>所管事務の執行上、県管理河川水防警報、県管理河川氾濫危険水位情報等を必要とする課長</td> </tr> </tbody> </table>	内容	担当機関	通知先	[略]			[略]			[略]			[略]			県管理河川水防警報、県管理河川氾濫危険水位情報等	河川課	所管事務の執行上、県管理河川水防警報、県管理河川氾濫危険水位情報等を必要とする課長		
内容	担当機関	通知先																																						
[略]																																								
[略]																																								
[略]																																								
[略]																																								
県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報	河川課	所管事務の執行上、県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報を必要とする課長																																						
内容	担当機関	通知先																																						
[略]																																								
[略]																																								
[略]																																								
[略]																																								
県管理河川水防警報、県管理河川氾濫危険水位情報等	河川課	所管事務の執行上、県管理河川水防警報、県管理河川氾濫危険水位情報等を必要とする課長																																						
1-3-37	<p>(異常現象の通報、伝達経路)</p> <p>[略]</p>	削除 (資料編へ記載)																																						
修正理由	<p>○ 県管理の水位周知河川において「避難判断水位」及び「氾濫危険水位」を設定し、運用を平成28年3月から開始したことに伴う修正</p> <p>○ 異常現象の通報、伝達経路を資料編へ記載</p>																																							

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-40	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 自衛隊による通信支援 [略]</p> <p>(5) 情報通信業を行う事業者（以下「情報通信事業者」という。）による情報通信の支援 [略]</p> <p>(6) 放送の利用</p>	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p><u>(4) 東北総合通信局による通信支援</u></p> <p><u>県本部長及び市町村本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。</u></p> <p>(5) 自衛隊による通信支援 [略]</p> <p>(6) 情報通信業を行う事業者（以下「情報通信事業者」という。）による情報通信の支援 [略]</p> <p>(7) 放送の利用</p>
修正理由	○ 東北総合通信局による通信支援の明記に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																				
1-3-43	<p align="center">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>収集、伝達する災害情報の内容</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村本 部長</td> <td>1 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 避難勧告・<u>指示</u>の実施状況</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	[略]	市町村本 部長	1 [略]	[略]	2 避難勧告・ <u>指示</u> の実施状況	[略]	[略]	[略]	[略]			<p align="center">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>収集、伝達する災害情報の内容</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村本 部長</td> <td>1 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 避難勧告・<u>避難指示</u> (緊急)の実施状況</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	[略]	市町村本 部長	1 [略]	[略]	2 避難勧告・ <u>避難指示</u> (緊急)の実施状況	[略]	[略]	[略]	[略]												
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	[略]																																				
市町村本 部長	1 [略]	[略]																																				
	2 避難勧告・ <u>指示</u> の実施状況	[略]																																				
	[略]	[略]																																				
[略]																																						
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	[略]																																				
市町村本 部長	1 [略]	[略]																																				
	2 避難勧告・ <u>避難指示</u> (緊急)の実施状況	[略]																																				
	[略]	[略]																																				
[略]																																						
1-3-46	<table border="1"> <tr> <td>総務部</td> <td>総合防災室</td> <td>[略]</td> <td>1 [略] 2 避難勧告・<u>指示</u> の実施状況 3～8 [略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">政策地 域部</td> <td><u>政策推進室</u></td> <td>二</td> <td>管理施設被害報告</td> </tr> <tr> <td>地域振興室</td> <td>-</td> <td>鉄道関係被害報告</td> </tr> <tr> <td>情報政策課</td> <td>-</td> <td>通信関係被害報告</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	総務部	総合防災室	[略]	1 [略] 2 避難勧告・ <u>指示</u> の実施状況 3～8 [略]	政策地 域部	<u>政策推進室</u>	二	管理施設被害報告	地域振興室	-	鉄道関係被害報告	情報政策課	-	通信関係被害報告	[略]				<table border="1"> <tr> <td>総務部</td> <td>総合防災室</td> <td>[略]</td> <td>1 [略] 2 避難勧告・<u>避難指示</u> (緊急)の実施状況 3～8 [略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">政策地 域部</td> <td>地域振興室</td> <td>-</td> <td>1 <u>鉄道関係被害報告</u> 2 <u>管理施設被害報告</u></td> </tr> <tr> <td>情報政策課</td> <td>-</td> <td>通信関係被害報告</td> </tr> <tr> <td><u>科学I LC推進室</u></td> <td>二</td> <td>研究施設被害報告</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	総務部	総合防災室	[略]	1 [略] 2 避難勧告・ <u>避難指示</u> (緊急)の実施状況 3～8 [略]	政策地 域部	地域振興室	-	1 <u>鉄道関係被害報告</u> 2 <u>管理施設被害報告</u>	情報政策課	-	通信関係被害報告	<u>科学I LC推進室</u>	二	研究施設被害報告	[略]			
総務部	総合防災室	[略]	1 [略] 2 避難勧告・ <u>指示</u> の実施状況 3～8 [略]																																			
政策地 域部	<u>政策推進室</u>	二	管理施設被害報告																																			
	地域振興室	-	鉄道関係被害報告																																			
	情報政策課	-	通信関係被害報告																																			
[略]																																						
総務部	総合防災室	[略]	1 [略] 2 避難勧告・ <u>避難指示</u> (緊急)の実施状況 3～8 [略]																																			
政策地 域部	地域振興室	-	1 <u>鉄道関係被害報告</u> 2 <u>管理施設被害報告</u>																																			
	情報政策課	-	通信関係被害報告																																			
	<u>科学I LC推進室</u>	二	研究施設被害報告																																			
[略]																																						
1-3-48	<table border="1"> <tr> <td>教育部</td> <td>学校教育室</td> <td>[略]</td> <td>1 小中学校児童・生徒・教職員被害報告 2 県立学校児童・生徒・教職員被害報告 3 総合教育センター被害報告</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	教育部	学校教育室	[略]	1 小中学校児童・生徒・教職員被害報告 2 県立学校児童・生徒・教職員被害報告 3 総合教育センター被害報告	[略]				<table border="1"> <tr> <td>教育部</td> <td>学校教育室</td> <td>[略]</td> <td>1 <u>小中学校及び義務教育学校</u>児童・生徒・教職員被害報告 2 県立学校児童・生徒・教職員被害報告 3 総合教育センター被害報告</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	教育部	学校教育室	[略]	1 <u>小中学校及び義務教育学校</u> 児童・生徒・教職員被害報告 2 県立学校児童・生徒・教職員被害報告 3 総合教育センター被害報告	[略]																							
教育部	学校教育室	[略]	1 小中学校児童・生徒・教職員被害報告 2 県立学校児童・生徒・教職員被害報告 3 総合教育センター被害報告																																			
[略]																																						
教育部	学校教育室	[略]	1 <u>小中学校及び義務教育学校</u> 児童・生徒・教職員被害報告 2 県立学校児童・生徒・教職員被害報告 3 総合教育センター被害報告																																			
[略]																																						

1-3-53	<p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領 (1)～(5) [略]</p> <p>報告区分別系統図</p> <table border="1" data-bbox="258 436 839 667"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1-1</td> <td>避難勧告・<u>指示</u>の実施 状況報告</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	1	[略]	[略]	1-1	避難勧告・ <u>指示</u> の実施 状況報告	[略]	[略]			<p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領 (1)～(5) [略]</p> <p>報告区分別系統図</p> <table border="1" data-bbox="866 436 1447 667"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1-1</td> <td>避難勧告・<u>避難指示(緊急)</u>の実施状況報告</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	1	[略]	[略]	1-1	避難勧告・ <u>避難指示(緊急)</u> の実施状況報告	[略]	[略]		
様式	報告区分	報告系統																								
1	[略]	[略]																								
1-1	避難勧告・ <u>指示</u> の実施 状況報告	[略]																								
[略]																										
様式	報告区分	報告系統																								
1	[略]	[略]																								
1-1	避難勧告・ <u>避難指示(緊急)</u> の実施状況報告	[略]																								
[略]																										
修正理由	<input type="radio"/> 避難準備情報等の名称変更に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正																									

頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-63	<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告・指示、避難準備情報</u>の発令 4～15 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> 4～15 [略]	県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告・指示、避難準備情報</u> の発令 4～15 [略]	<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広聴広報活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広聴広報活動の内容	市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]	県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]
実施機関	広聴広報活動の内容													
市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> 4～15 [略]													
県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難勧告・指示、避難準備情報</u> の発令 4～15 [略]													
実施機関	広聴広報活動の内容													
市町村本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]													
県本部長	1～2 [略] 3 市町村長等が実施した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 4～15 [略]													
1-3-64	<p>[略]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>日本放送協会 盛岡放送局</td> <td>1～2 [略] 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table>	日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況	<p>[略]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>日本放送協会 盛岡放送局</td> <td>1～2 [略] 3 <u>避難勧告等の情報</u> 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table>	日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 <u>避難勧告等の情報</u> 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況								
日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況													
日本放送協会 盛岡放送局	1～2 [略] 3 <u>避難勧告等の情報</u> 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況													
1-3-65	<p>[略]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(株)IBC岩手放送 [略]</td> <td>1 [略] 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 [略]</td> <td>1 災害の発生状況及び被害状況 2 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	(株)IBC岩手放送 [略]	1 [略] 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況	(株)岩手日報社 [略]	1 災害の発生状況及び被害状況 2 各災害応急対策の実施状況	<p>[略]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(株)IBC岩手放送 [略]</td> <td>1 [略] 2 <u>避難勧告等の情報</u> 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 [略]</td> <td>1 <u>避難勧告等の情報</u> 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	(株)IBC岩手放送 [略]	1 [略] 2 <u>避難勧告等の情報</u> 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況	(株)岩手日報社 [略]	1 <u>避難勧告等の情報</u> 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況				
(株)IBC岩手放送 [略]	1 [略] 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況													
(株)岩手日報社 [略]	1 災害の発生状況及び被害状況 2 各災害応急対策の実施状況													
(株)IBC岩手放送 [略]	1 [略] 2 <u>避難勧告等の情報</u> 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況													
(株)岩手日報社 [略]	1 <u>避難勧告等の情報</u> 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況													

1-3-67	<p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(2) 県民等に対する広報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広報の優先順位</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="260 347 836 533"> <tr> <td>①～② [略]</td> </tr> <tr> <td>③ <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> の発令状況</td> </tr> <tr> <td>④～⑫ [略]</td> </tr> </table>	①～② [略]	③ <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> の発令状況	④～⑫ [略]	<p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(2) 県民等に対する広報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広報の優先順位</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="868 347 1444 533"> <tr> <td>①～② [略]</td> </tr> <tr> <td>③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令状況</td> </tr> <tr> <td>④～⑫ [略]</td> </tr> </table>	①～② [略]	③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令状況	④～⑫ [略]
①～② [略]								
③ <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> の発令状況								
④～⑫ [略]								
①～② [略]								
③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令状況								
④～⑫ [略]								
修正理由	<p>○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</p> <p>○ 報道機関の広聴広報活動内容に避難勧告等の情報を追加することに伴う修正</p>							

頁	現 計 画	修 正 案															
1-3-73	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">農林水産部</td> <td style="width: 33%;">水産振興課</td> <td style="width: 33%;">漁船による海上輸送の要請</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	農林水産部	水産振興課	漁船による海上輸送の要請	県土整備部	[略]		<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">農林水産部</td> <td style="width: 33%;">水産振興課</td> <td style="width: 33%;">漁船による海上輸送の要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>漁港漁村課</u></td> <td style="vertical-align: top;"> 1 <u>県管理漁港施設に係る応急復旧</u> 2 <u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u> </td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	農林水産部	水産振興課	漁船による海上輸送の要請		<u>漁港漁村課</u>	1 <u>県管理漁港施設に係る応急復旧</u> 2 <u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u>	県土整備部	[略]	
農林水産部	水産振興課	漁船による海上輸送の要請															
県土整備部	[略]																
農林水産部	水産振興課	漁船による海上輸送の要請															
	<u>漁港漁村課</u>	1 <u>県管理漁港施設に係る応急復旧</u> 2 <u>災害対策基本法に基づく車両の移動等</u>															
県土整備部	[略]																
修正理由	○ 所要の修正																

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-82	<p align="center">第7節 公安警備計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="260 302 837 526"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公安</td> <td>1～4 [略]</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>5 <u>死体見分</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6～10 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担 当 業 務	公安	1～4 [略]	部長	5 <u>死体見分</u>		6～10 [略]	<p align="center">第7節 公安警備計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="869 302 1447 526"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公安</td> <td>1～4 [略]</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>5 <u>検視・死体調査</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6～10 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担 当 業 務	公安	1～4 [略]	部長	5 <u>検視・死体調査</u>		6～10 [略]
実施機関	担 当 業 務																	
公安	1～4 [略]																	
部長	5 <u>死体見分</u>																	
	6～10 [略]																	
実施機関	担 当 業 務																	
公安	1～4 [略]																	
部長	5 <u>検視・死体調査</u>																	
	6～10 [略]																	
1-3-83	<p>第3 災害警備体制</p> <p>3 警察災害派遣隊の活動</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="260 750 837 974"> <tbody> <tr> <td>ア～ウ [略]</td> </tr> <tr> <td>エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体 <u>見分</u> 及びその者の遺族等への遺体の引渡し</td> </tr> <tr> <td>オ～キ [略]</td> </tr> </tbody> </table>	ア～ウ [略]	エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体 <u>見分</u> 及びその者の遺族等への遺体の引渡し	オ～キ [略]	<p>第3 災害警備体制</p> <p>3 警察災害派遣隊の活動</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="869 750 1447 974"> <tbody> <tr> <td>ア～ウ [略]</td> </tr> <tr> <td>エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体 <u>調査</u> 及びその者の遺族等への遺体の引渡し</td> </tr> <tr> <td>オ～キ [略]</td> </tr> </tbody> </table>	ア～ウ [略]	エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体 <u>調査</u> 及びその者の遺族等への遺体の引渡し	オ～キ [略]										
ア～ウ [略]																		
エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体 <u>見分</u> 及びその者の遺族等への遺体の引渡し																		
オ～キ [略]																		
ア～ウ [略]																		
エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体 <u>調査</u> 及びその者の遺族等への遺体の引渡し																		
オ～キ [略]																		
1-3-85	<p>第4 実施要領</p> <p>7 死体の見分</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 公安部長は、市町村本部長と協力し、また、必要に応じて他の県警察に応援要請するなどして、<u>死体見分</u> 要員、場所等を確保するとともに、医師及び歯科医師との連携に配慮し、迅速かつ的確な <u>死体見分</u>、身元確認、遺族等への遺体の引渡しに努める。</p>	<p>第4 実施要領</p> <p>7 検視・死体調査</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 公安部長は、市町村本部長と協力し、また、必要に応じて他の県警察に応援要請するなどして、<u>検視等の</u> 要員、場所等を確保するとともに、医師及び歯科医師との連携に配慮し、迅速かつ的確な <u>検視・死体調査</u>、身元確認、遺族等への遺体の引渡しに努める。</p>																
修正理由	<p>○ 「警察等が取り扱う死体の死因及び身元の調査等に関する法律」が施行されたことに伴う修正</p>																	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-89	<p style="text-align: center;">第8節 消防活動計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>2 消防機関の長の措置</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>(4) 避難対策活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関の長は、あらかじめ、<u>避難準備情報・避難勧告・指示</u>の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。 ○ <u>避難準備情報・避難勧告・指示</u>の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。 ○ <u>避難準備情報の発令、避難勧告・指示</u>がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。 <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第8節 消防活動計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>2 消防機関の長の措置</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>(4) 避難対策活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関の長は、あらかじめ、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。 ○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。 ○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。 <p>[略]</p>
1-3-90	<p>3 緊急消防援助隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、<u>緊急消防援助隊運用要綱並びに大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱</u>の規定に基づき出動する。 ○ [略] 	<p>3 緊急消防援助隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、<u>緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱</u>の規定に基づき出動する。 ○ [略]

現 計 画	
1-3-91	<p style="text-align: center;">緊急消防援助隊の出動</p> <p style="text-align: center;">応援要請 出動の <u>要請</u>・指示 出動の <u>要請</u>・指示</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>被災市町村長</p> <p>↑ 応援要請</p> <p>県本部長</p> <p>→</p> <p>消防庁長官</p> <p>→</p> <p>応都道府県知事</p> <p>→</p> <p>緊急消防援助隊</p> <p>← 出動</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援部隊 ・都道府県隊指揮隊 ・消火部隊 ・救助部隊 ・救急部隊 ・後方支援部隊 ・航空部隊 ・水上部隊 ・特殊災害部隊 ・特殊装備部隊 </div> </div>
修 正 案	
	<p style="text-align: center;">緊急消防援助隊の出動</p> <p style="text-align: center;">応援要請 出動の <u>求め</u>・指示 出動の <u>求め</u>・指示</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>被災市町村長</p> <p>↑ 応援要請</p> <p>県本部長</p> <p>→</p> <p>消防庁長官</p> <p>→</p> <p>応都道府県知事</p> <p>→</p> <p>緊急消防援助隊</p> <p>← 出動</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援部隊 ・統合機動部隊 ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊 ・都道府県大隊指揮隊 ・消火小隊 ・救助小隊 ・救急小隊 ・後方支援小隊 ・通信支援小隊 ・特殊災害小隊 ・特殊装備小隊 ・航空小隊 ・水上小隊 </div> </div>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正 ○ 緊急消防援助隊の運用に関する要綱の変更に伴う修正

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-100	<p style="text-align: center;">第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 都道府県の相互協力</p> <p>(3) 他都道府県への応援</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 被災者のこころのケアに関する応援</p> <p>○ 県は、被災者のこころのケアに関し、被災都道府県から要請があった場合は、必要に応じ、医療機関の協力を得て、精神科医を確保し、<u>災害時のこころのケアの専門職からなるチーム</u>を編成し、派遣する。</p> <p>○ 県は、<u>災害時のこころのケアの専門職からなるチーム</u>を編成した場合は、その旨を厚生労働省に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 都道府県の相互協力</p> <p>(3) 他都道府県への応援</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 被災者のこころのケアに関する応援</p> <p>○ 県は、被災者のこころのケアに関し、被災都道府県から要請があった場合は、必要に応じ、医療機関の協力を得て、精神科医を確保し、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）等</u>を編成し、派遣する。</p> <p>○ 県は、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）等</u>を編成した場合は、その旨を厚生労働省に報告する。</p>
修正理由	<p>○ 災害時応援協定の見直しによる修正</p> <p>○ 岩手DPATの体制整備に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-111	<p style="text-align: center;">第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ <u>県本部長及び市町村本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u></p> <p>○ [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-119	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、<u>早めの段階で避難準備（避難行動要支援者避難）情報</u>（以下本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>第2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び <u>避難指示（緊急）</u> 並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>（以下本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 <u>市町村は、避難勧告等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。</u></p> <p>第2 [略]</p>
1-3-121	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の実施及び報告</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対する避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で <u>避難準備情報</u> を発令することを検討する。</p> <p>○ 市町村本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の実施及び報告</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対する避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> を発令することを検討する。</p> <p>○ 市町村本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避 <u>や近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」</u> 等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の避難勧告等の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や</u></p>

<p>1-3-122</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ 実施責任者は、避難勧告等の内容を、<u>直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（ラジオ、テレビ）</u>によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。</p> <p>また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>[略]</p>	<p><u>知見を共有し、避難勧告等の対象となる市町村及び助言内容を検討する。</u></p> <p>○ <u>県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、避難勧告等発令を判断するための情報や助言内容等について、市町村長等へ伝達する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <p>○ <u>市町村は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。</u></p> <p>○ <u>実施責任者は、避難勧告等の内容を、市町村防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用</u>によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。</p> <p>また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。</p> <p>○ <u>実施責任者は、災害の種別に応じた避難勧告等の伝達文をあらかじめ作成しておく。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正</p> <p>○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-124	<p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警戒区域設定の周知</p> <p>ア 地域住民への周知</p> <p>○ 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、<u>直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）</u>により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。</p> <p>3 [略]</p>	<p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警戒区域設定の周知</p> <p>ア 地域住民への周知</p> <p>○ 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、<u>市町村防災行政無線を始め、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用</u>により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。</p> <p>3 [略]</p>
1-3-125	<p>4 避難場所の開設</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>5 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、<u>避難所の設置に当たっては、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に努める。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p>	<p>4 避難場所の開設</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村本部長は、避難場所の開設を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開設に努める。</u></p> <p>5 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、<u>福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p>
1-3-126	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村本部長は、避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。</u></p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>市町村本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運</u></p>

<p>1-3-127</p>	<p>○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] -/</p> <p>7 避難所以外の在宅避難者に対する支援</p> <p>(1) 在宅避難者の把握</p> <p>○ 市町村本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 在宅避難者に対する支援</p> <p>○ 市町村本部長は、市町村役場（支所、出張所等）における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。</p> <p>○ 市町村本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>○ 在宅避難者に対する広報や情報提供は、在宅避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p>	<p><u>営について専門性を有したNPO等外部支援者等の協力が得られるよう努める。</u></p> <p>○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略]</p> <p>7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援</p> <p>(1) 在宅避難者等の把握</p> <p>○ 市町村本部長は、自宅、<u>車中</u>その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 在宅避難者等に対する支援</p> <p>○ 市町村本部長は、市町村役場（支所、出張所等）における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。</p> <p>○ 市町村本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>○ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正 ○ 平成28年熊本地震の課題を踏まえた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																		
1-3-133	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 [略]</p> <p>4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。</p> <p>5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="272 931 842 1249"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～5 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 他の医療機関に対する応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		県本部長	1～5 [略]		6 他の医療機関に対する応援要請	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 [略]</p> <p>4 <u>精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。</u></p> <p>5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。</p> <p>6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="874 931 1444 1249"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～5 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 <u>精神科医療機関に係る岩手DPATの編成、派遣</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 他の医療機関に対する応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		県本部長	1～5 [略]		6 <u>精神科医療機関に係る岩手DPATの編成、派遣</u>		7 他の医療機関に対する応援要請
実施機関	担当業務																			
[略]																				
県本部長	1～5 [略]																			
	6 他の医療機関に対する応援要請																			
実施機関	担当業務																			
[略]																				
県本部長	1～5 [略]																			
	6 <u>精神科医療機関に係る岩手DPATの編成、派遣</u>																			
	7 他の医療機関に対する応援要請																			
1-3-134	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 1344 842 2103"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>障がい保健福祉課</td> <td>保健医療班</td> <td>こころのケアの実施</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	保健福祉部	障がい保健福祉課	保健医療班	こころのケアの実施	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 1344 1444 2103"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>障がい保健福祉課</td> <td>保健医療班</td> <td>1 こころのケアの実施 2 <u>岩手DPATの派遣要請</u> 3 <u>他の都道府県に対する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請</u> 4 <u>精神医療活動の統括調整（DPAT統括者との連携及び防災関係機関との調整を含む。）</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	保健福祉部	障がい保健福祉課	保健医療班	1 こころのケアの実施 2 <u>岩手DPATの派遣要請</u> 3 <u>他の都道府県に対する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請</u> 4 <u>精神医療活動の統括調整（DPAT統括者との連携及び防災関係機関との調整を含む。）</u>		
部	課等	地方支部班	担当業務																	
保健福祉部	障がい保健福祉課	保健医療班	こころのケアの実施																	
部	課等	地方支部班	担当業務																	
保健福祉部	障がい保健福祉課	保健医療班	1 こころのケアの実施 2 <u>岩手DPATの派遣要請</u> 3 <u>他の都道府県に対する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請</u> 4 <u>精神医療活動の統括調整（DPAT統括者との連携及び防災関係機関との調整を含む。）</u>																	

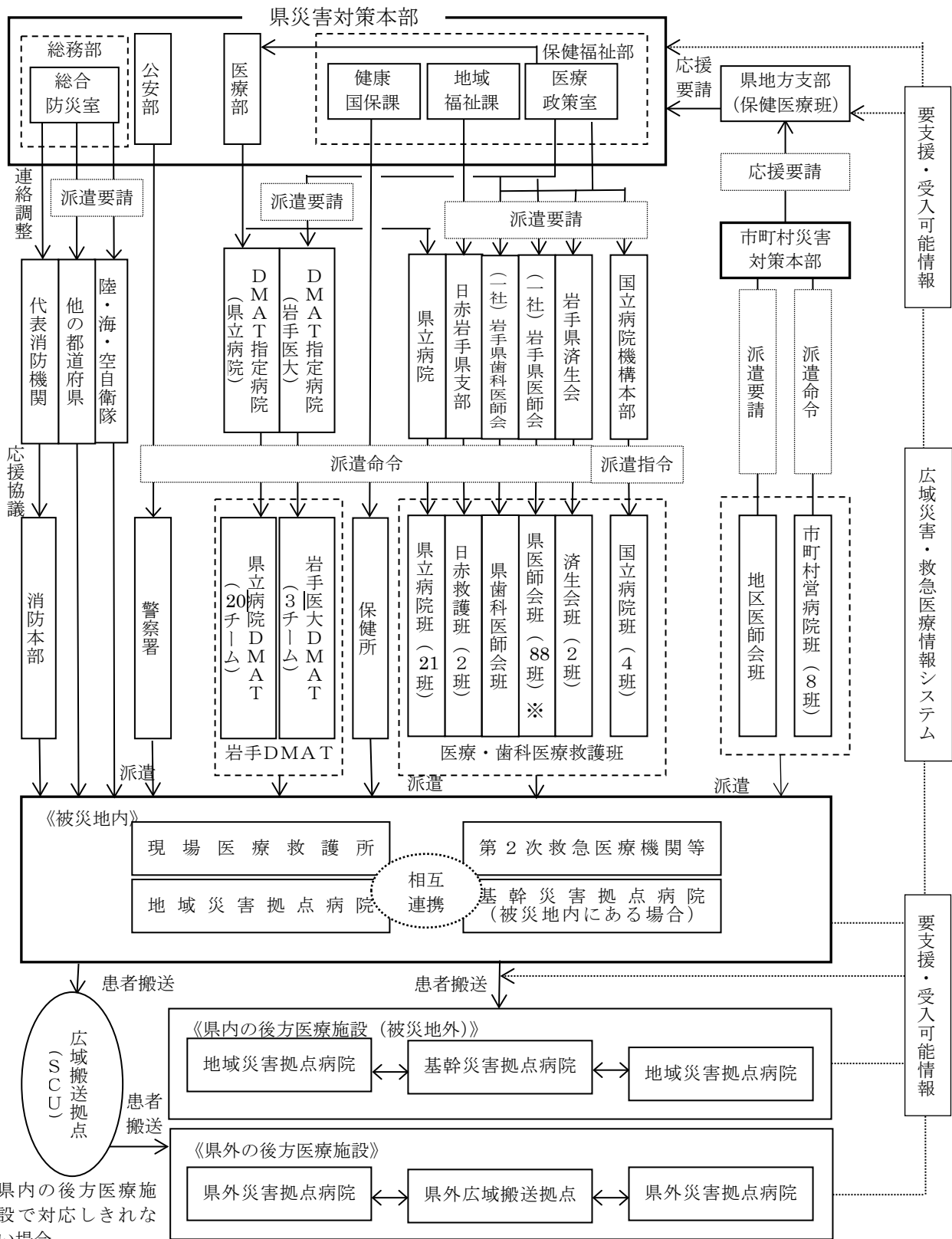
1-3-136	<p>第3 初動医療体制</p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <p>○ 略</p> <table border="1" data-bbox="272 212 847 1258"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">県</td> <td>県立中央病院</td> <td>3チーム</td> <td rowspan="9">[略]</td> </tr> <tr> <td>県立中部病院</td> <td>3チーム</td> </tr> <tr> <td>県立胆沢病院</td> <td>3チーム</td> </tr> <tr> <td>県立磐井病院</td> <td>2チーム</td> </tr> <tr> <td>県立大船渡病院</td> <td>2チーム</td> </tr> <tr> <td>県立釜石病院</td> <td>2チーム</td> </tr> <tr> <td>県立宮古病院</td> <td>2チーム</td> </tr> <tr> <td>県立久慈病院</td> <td>2チーム</td> </tr> <tr> <td>県立二戸病院</td> <td>1チーム</td> </tr> <tr> <td>学校法人岩手医科大学</td> <td>岩手医科大学附属病院</td> <td>3チーム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[指定病院連絡先一覧 資料編3-16-1]</p> <p>2~3 [略]</p> <p>4 岩手DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	県	県立中央病院	3チーム	[略]	県立中部病院	3チーム	県立胆沢病院	3チーム	県立磐井病院	2チーム	県立大船渡病院	2チーム	県立釜石病院	2チーム	県立宮古病院	2チーム	県立久慈病院	2チーム	県立二戸病院	1チーム	学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	3チーム		<p>第3 初動医療体制</p> <p>1 岩手DMATの派遣等</p> <p>○ 略</p> <table border="1" data-bbox="874 212 1449 1258"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定病院</th> <th>DMAT数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">県</td> <td>県立中央病院</td> <td>4チーム</td> <td rowspan="9">[略]</td> </tr> <tr> <td>県立中部病院</td> <td>3チーム</td> </tr> <tr> <td>県立胆沢病院</td> <td>4チーム</td> </tr> <tr> <td>県立磐井病院</td> <td>2チーム</td> </tr> <tr> <td>県立大船渡病院</td> <td>2チーム</td> </tr> <tr> <td>県立釜石病院</td> <td>2チーム</td> </tr> <tr> <td>県立宮古病院</td> <td>2チーム</td> </tr> <tr> <td>県立久慈病院</td> <td>3チーム</td> </tr> <tr> <td>県立二戸病院</td> <td>1チーム</td> </tr> <tr> <td>学校法人岩手医科大学</td> <td>岩手医科大学附属病院</td> <td>4チーム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[指定病院連絡先一覧 資料編3-16-1]</p> <p>2~3 [略]</p> <p>4 岩手DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>地方支部保健医療班長は、各関係団体から派遣された医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、引継ぎの適切な実施に努める。</u></p> <p>(3) [略]</p>	区分	指定病院	DMAT数	編成基準	県	県立中央病院	4チーム	[略]	県立中部病院	3チーム	県立胆沢病院	4チーム	県立磐井病院	2チーム	県立大船渡病院	2チーム	県立釜石病院	2チーム	県立宮古病院	2チーム	県立久慈病院	3チーム	県立二戸病院	1チーム	学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	4チーム	
	区分	指定病院	DMAT数	編成基準																																																						
県	県立中央病院	3チーム	[略]																																																							
	県立中部病院	3チーム																																																								
	県立胆沢病院	3チーム																																																								
	県立磐井病院	2チーム																																																								
	県立大船渡病院	2チーム																																																								
	県立釜石病院	2チーム																																																								
	県立宮古病院	2チーム																																																								
	県立久慈病院	2チーム																																																								
	県立二戸病院	1チーム																																																								
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	3チーム																																																								
区分	指定病院	DMAT数	編成基準																																																							
県	県立中央病院	4チーム	[略]																																																							
	県立中部病院	3チーム																																																								
	県立胆沢病院	4チーム																																																								
	県立磐井病院	2チーム																																																								
	県立大船渡病院	2チーム																																																								
	県立釜石病院	2チーム																																																								
	県立宮古病院	2チーム																																																								
	県立久慈病院	3チーム																																																								
	県立二戸病院	1チーム																																																								
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	4チーム																																																								
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 岩手DMATの体制整備に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																																									

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-137	<p>5 医薬品及び医療資機材委の調達</p> <p>6 広域災害・救急医療情報システムの整備</p> <p>○ <u>関係機関は、県広域災害・救急医療情報システムにより、次の内容の情報の収集及び提供を行う。</u></p> <p>ア <u>発災直後情報（傷病者の受入可否）</u></p> <p>イ <u>医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）</u></p> <p>ウ <u>ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）</u></p> <p>エ <u>受入患者の状況（重傷患者数、中等症患者数）</u></p> <p>オ <u>患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）</u></p> <p>○ 関係機関は、国の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により、各都道府県における前記の情報の収集及び提供のほか、DMATの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。</p>	<p>5 岩手DPATの活動</p> <p>○ <u>岩手DPATは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。</u></p> <p>○ <u>岩手DPATは、次の業務を行う。</u></p> <p>ア <u>情報収集とアセスメント</u></p> <p>イ <u>精神科医療機能に対する支援</u></p> <p>ウ <u>住民及び支援者に対する支援</u></p> <p>エ <u>精神保健に係る普及啓発</u></p> <p>オ <u>活動実績の登録</u></p> <p>カ <u>活動情報の引継ぎ</u></p> <p>○ <u>県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。</u></p> <p>○ <u>精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図りながら活動を行う。</u></p> <p>6 医薬品及び医療資機材委の調達</p> <p>7 広域災害・救急医療情報システムの整備</p> <p>○ 関係機関は、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS）により、各都道府県における下記の情報の収集及び提供のほか、DMATの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。</p> <p>ア <u>発災直後情報（傷病者の受入可否）</u></p> <p>イ <u>医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）</u></p> <p>ウ <u>ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）</u></p> <p>エ <u>受入患者の状況（重傷患者数、中等症患者数）</u></p> <p>オ <u>患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）</u></p>

<p>1-3-140</p> <p>第7 災害中長期における医療体制</p> <p>1 [略]</p> <p>1-3-141</p> <p>2 健康管理活動の実施</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>避難所における被災者に対する健康教育</u></p> <p>ウ [略]</p>		<p>第7 災害中長期における医療体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>災害中長期における精神医療活動</u></p> <p>○ <u>県本部長は、被災者のこころのケア等を実施するため、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の精神医療活動を継続する。</u></p> <p>3 健康管理活動の実施</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育</u></p> <p>ウ [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 平成28年熊本地震の課題を踏まえた修正</p> <p>○ 岩手DPATの体制整備に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

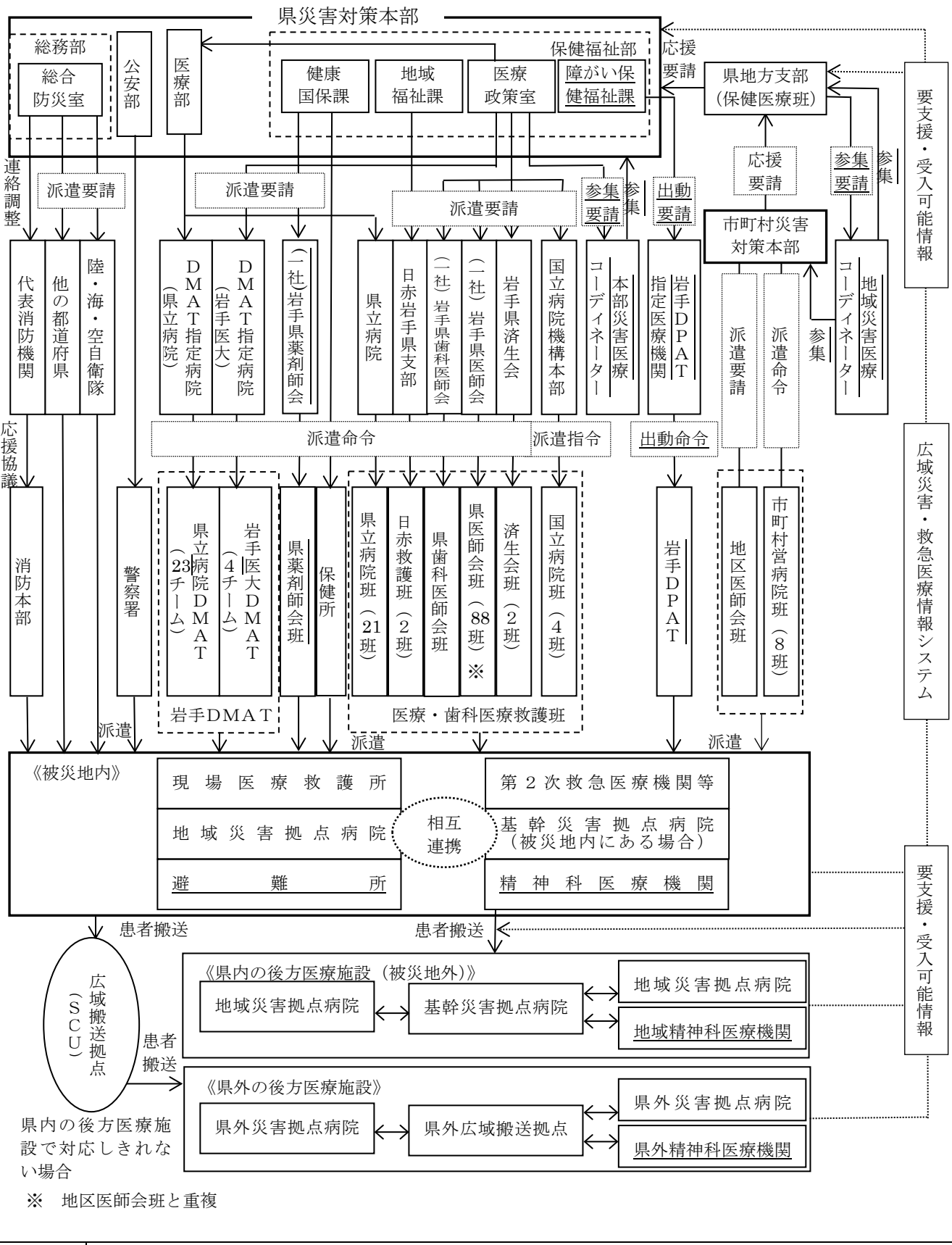
頁	現 計 画
1-3-141	<p>災害時における医療・健康管理活動の流れ（イメージ）</p> <p>注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。</p>
	<p style="text-align: center;">修 正 案</p> <p>災害時における医療・精神医療・健康管理活動の流れ（イメージ）</p> <p>注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。</p>
修正理由	○ 岩手DPATの体制整備に伴う修正

医療・健康管理活動の情報連絡系統図



※ 地区医師会班と重複

医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図



修正理由 ○ 岩手DPATの体制整備に伴う修正

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-175	<p align="center">第25節 文教対策計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="272 349 842 712"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>教 育 部</td> <td>教 職 員 課</td> <td>教 育 事 務 所 班 県 立 学 校 班</td> <td>1 小中学校教職員の 非常配置 2 県立学校教職員の 非常配置</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当内容	〔略〕				教 育 部	教 職 員 課	教 育 事 務 所 班 県 立 学 校 班	1 小中学校教職員の 非常配置 2 県立学校教職員の 非常配置	<p align="center">第25節 文教対策計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="874 349 1444 712"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方 支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>教 育 部</td> <td>教 職 員 課</td> <td>教 育 事 務 所 班 県 立 学 校 班</td> <td>1 小中学校 <u>及び義務教育学校</u> 教職員の 非常配置 2 県立学校教職員の 非常配置</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方 支部班	担当内容	〔略〕				教 育 部	教 職 員 課	教 育 事 務 所 班 県 立 学 校 班	1 小中学校 <u>及び義務教育学校</u> 教職員の 非常配置 2 県立学校教職員の 非常配置
部	課等	地方支 部班	担当内容																							
〔略〕																										
教 育 部	教 職 員 課	教 育 事 務 所 班 県 立 学 校 班	1 小中学校教職員の 非常配置 2 県立学校教職員の 非常配置																							
部	課等	地方 支部班	担当内容																							
〔略〕																										
教 育 部	教 職 員 課	教 育 事 務 所 班 県 立 学 校 班	1 小中学校 <u>及び義務教育学校</u> 教職員の 非常配置 2 県立学校教職員の 非常配置																							
1-3-177	<p>第3 実施要領</p> <p>2 教職員の確保</p> <p>(1) 市町村立学校</p> <p>○ 災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。</p> <p>ア～エ 〔略〕</p> <p>○ 〔略〕</p> <p>被災小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ</p> <table border="1" data-bbox="272 1223 842 1570"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被災小中学校学校長</td> <td align="center">〔略〕</td> </tr> </table> <p>(4) 要請の手続</p> <p>○ 教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。</p> <table border="1" data-bbox="296 1749 842 1973"> <tr> <td>ア 〔略〕</td> <td>エ 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>イ 〔略〕</td> <td>オ 〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ウ 教科別（中学校・高校） 派遣要請人員</td> </tr> </table>	被災小中学校学校長	〔略〕	ア 〔略〕	エ 〔略〕	イ 〔略〕	オ 〔略〕	ウ 教科別（中学校・高校） 派遣要請人員		<p>第3 実施要領</p> <p>2 教職員の確保</p> <p>(1) 市町村立学校</p> <p>○ 災害により被災した小中学校 <u>及び義務教育学校</u> において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。</p> <p>ア～エ 〔略〕</p> <p>○ 〔略〕</p> <p>被災 <u>した</u> 小中学校 <u>及び義務教育学校</u> に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ</p> <table border="1" data-bbox="874 1223 1444 1570"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被災小中学校・義務教育学校学校長</td> <td align="center">〔略〕</td> </tr> </table> <p>(4) 要請の手続</p> <p>○ 教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。</p> <table border="1" data-bbox="898 1749 1444 1973"> <tr> <td>ア 〔略〕</td> <td>エ 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>イ 〔略〕</td> <td>オ 〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ウ 教科別（中学校・<u>義務教育学校</u>・高校）派遣要 請人員</td> </tr> </table>	被災小中学校・義務教育学校学校長	〔略〕	ア 〔略〕	エ 〔略〕	イ 〔略〕	オ 〔略〕	ウ 教科別（中学校・ <u>義務教育学校</u> ・高校）派遣要 請人員									
被災小中学校学校長	〔略〕																									
ア 〔略〕	エ 〔略〕																									
イ 〔略〕	オ 〔略〕																									
ウ 教科別（中学校・高校） 派遣要請人員																										
被災小中学校・義務教育学校学校長	〔略〕																									
ア 〔略〕	エ 〔略〕																									
イ 〔略〕	オ 〔略〕																									
ウ 教科別（中学校・ <u>義務教育学校</u> ・高校）派遣要 請人員																										
修正理由	○ 学校教育法の一部改正により「義務教育学校」が加えられたことに伴う修正																									

頁	現 計 画	修 正 案																																																																																													
<p>1-3-185</p> <p>1-3-186</p>	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 483 842 1848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(1)、(2) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3) 国 土交通省 所管海岸 保全施設</td> <td>県土 整備 部</td> <td>河川課</td> <td>土木班</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林 水産 部</td> <td>農村建 設課</td> <td>農林班</td> </tr> <tr> <td>漁港漁 村課</td> <td>水産班</td> </tr> <tr> <td>(4) 砂 防等施設</td> <td>県土 整備 部</td> <td>砂防災 害課</td> <td>土木班</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(5) 港 湾施設 漁港施設</td> <td>県土 整備 部</td> <td>港湾課</td> <td>土木班</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>農林 水産 部</td> <td>漁港漁 村課</td> <td>水産班</td> </tr> <tr> <td>(6) 空 港施設</td> <td>県土 整備 部</td> <td>空港課</td> <td>土木班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 治 山施設</td> <td>農林 水産 部</td> <td>森林保 全課</td> <td>農林班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	部	課	地方支 部班	担当業 務	(1)、(2) [略]				[略]	(3) 国 土交通省 所管海岸 保全施設	県土 整備 部	河川課	土木班		農林 水産 部	農村建 設課	農林班	漁港漁 村課	水産班	(4) 砂 防等施設	県土 整備 部	砂防災 害課	土木班		(5) 港 湾施設 漁港施設	県土 整備 部	港湾課	土木班		農林 水産 部	漁港漁 村課	水産班	(6) 空 港施設	県土 整備 部	空港課	土木班		(7) 治 山施設	農林 水産 部	森林保 全課	農林班		<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 483 1444 1848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(1)、(2) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3) 国 土交通 省所管 海岸保 全施設</td> <td>県土 整備 部</td> <td>河川課</td> <td>土木班</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林 水産 部</td> <td>農村建 設課</td> <td>農林班</td> </tr> <tr> <td>漁港漁 村課</td> <td>水産班</td> </tr> <tr> <td>(4) 水 産庁所 管海岸 保全施 設</td> <td></td> <td>漁港漁 村課</td> <td>水産班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 砂 防等施 設</td> <td>県土 整備 部</td> <td>砂防災 害課</td> <td>土木班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 港 湾施設</td> <td>県土 整備 部</td> <td>港湾課</td> <td>土木班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 漁 港施設</td> <td>農林 水産 部</td> <td>漁港漁 村課</td> <td>水産班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 空 港施設</td> <td>県土 整備 部</td> <td>空港課</td> <td>土木班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 治 山施設</td> <td>農林 水産 部</td> <td>森林保 全課</td> <td>農林班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	部	課	地方支 部班	担当業 務	(1)、(2) [略]				[略]	(3) 国 土交通 省所管 海岸保 全施設	県土 整備 部	河川課	土木班		農林 水産 部	農村建 設課	農林班	漁港漁 村課	水産班	(4) 水 産庁所 管海岸 保全施 設		漁港漁 村課	水産班		(5) 砂 防等施 設	県土 整備 部	砂防災 害課	土木班		(6) 港 湾施設	県土 整備 部	港湾課	土木班		(7) 漁 港施設	農林 水産 部	漁港漁 村課	水産班		(8) 空 港施設	県土 整備 部	空港課	土木班		(9) 治 山施設	農林 水産 部	森林保 全課	農林班	
区分	部	課	地方支 部班	担当業 務																																																																																											
(1)、(2) [略]				[略]																																																																																											
(3) 国 土交通省 所管海岸 保全施設	県土 整備 部	河川課	土木班																																																																																												
	農林 水産 部	農村建 設課	農林班																																																																																												
		漁港漁 村課	水産班																																																																																												
(4) 砂 防等施設	県土 整備 部	砂防災 害課	土木班																																																																																												
(5) 港 湾施設 漁港施設	県土 整備 部	港湾課	土木班																																																																																												
	農林 水産 部	漁港漁 村課	水産班																																																																																												
(6) 空 港施設	県土 整備 部	空港課	土木班																																																																																												
(7) 治 山施設	農林 水産 部	森林保 全課	農林班																																																																																												
区分	部	課	地方支 部班	担当業 務																																																																																											
(1)、(2) [略]				[略]																																																																																											
(3) 国 土交通 省所管 海岸保 全施設	県土 整備 部	河川課	土木班																																																																																												
	農林 水産 部	農村建 設課	農林班																																																																																												
		漁港漁 村課	水産班																																																																																												
(4) 水 産庁所 管海岸 保全施 設		漁港漁 村課	水産班																																																																																												
(5) 砂 防等施 設	県土 整備 部	砂防災 害課	土木班																																																																																												
(6) 港 湾施設	県土 整備 部	港湾課	土木班																																																																																												
(7) 漁 港施設	農林 水産 部	漁港漁 村課	水産班																																																																																												
(8) 空 港施設	県土 整備 部	空港課	土木班																																																																																												
(9) 治 山施設	農林 水産 部	森林保 全課	農林班																																																																																												
<p>修正 理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>																																																																																														

頁	現 計 画	修 正 案																																
1-3-208	<p style="text-align: center;">第30節 海上災害応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 大規模かつ広域的な災害の発生又はそのおそれがある場合は、<u>岩手県沿岸流出油等災害対策協議会</u>を始め、隣接県や関係団体等への協力要請又は自衛隊の災害派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="300 667 847 1256"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕</td> <td>1～4 [略] 5 <u>海上災害防止センター</u>に対する防除措置の指示 6～7 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>海上災害防止センター</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	1～4 [略] 5 <u>海上災害防止センター</u> に対する防除措置の指示 6～7 [略]	[略]		[略]		[略]		[略]		<u>海上災害防止センター</u>	[略]	<p style="text-align: center;">第30節 海上災害応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 大規模かつ広域的な災害の発生又はそのおそれがある場合は、<u>岩手県沿岸排出油等防除協議会</u>を始め、隣接県や関係団体等への協力要請又は自衛隊の災害派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="901 667 1449 1256"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕</td> <td>1～4 [略] 5 <u>指定海上防災機関</u>に対する防除措置の指示 6～7 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>指定海上防災機関</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	1～4 [略] 5 <u>指定海上防災機関</u> に対する防除措置の指示 6～7 [略]	[略]		[略]		[略]		[略]		<u>指定海上防災機関</u>	[略]
実施機関	担当業務																																	
[略]																																		
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	1～4 [略] 5 <u>海上災害防止センター</u> に対する防除措置の指示 6～7 [略]																																	
[略]																																		
[略]																																		
[略]																																		
[略]																																		
<u>海上災害防止センター</u>	[略]																																	
実施機関	担当業務																																	
[略]																																		
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	1～4 [略] 5 <u>指定海上防災機関</u> に対する防除措置の指示 6～7 [略]																																	
[略]																																		
[略]																																		
[略]																																		
[略]																																		
<u>指定海上防災機関</u>	[略]																																	
修正理由	○ 所要の修正																																	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-216	<p style="text-align: center;">第 31 節 林野火災応急対策計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 消防機関の長の措置</p> <p>(4) 避難対策活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関の長は、あらかじめ、<u>避難勧告・指示</u> の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。 ○ <u>避難勧告・指示</u> の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。 ○ <u>避難勧告・指示</u> がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。 	<p style="text-align: center;">第 31 節 林野火災応急対策計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 消防機関の長の措置</p> <p>(4) 避難対策活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関の長は、あらかじめ、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。 ○ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。 ○ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
修正理由	○ 避難準備情報等の名称変更に伴う修正	